

短期人間ドック助成のお知らせ

昨年から対象年齢が拡大されました！

35歳以上全員が対象です。

町では国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者を対象に、健康管理と健康の維持向上のため、短期人間ドックの助成を行っております。早期発見・早期治療を心がけ、積極的に受診されますようお願いいたします。

◆要件

- ・神崎町国民健康保険の被保険者で1年以上加入していること。
- ・後期高齢者医療保険の被保険者で1年以上住所を有すること。
- ・年齢が受検時に35歳以上であること。
- ・国保税または後期高齢者医療保険料を完納している世帯に属していること。
- ・この事業による助成を受けた後、おおむね1年以上経過していること。
- ・当該年度において、特定健康診査を受診していない。

◆利用方法

助成金交付希望者は、事前に役場に申請し、町の承認を受けてください。申請書は、役場町民課にあります。



◆医療機関と検査項目

検査医療機関は、本事業の目的を達成できる日本国内の医療機関であること。また、検査項目は、次に掲げる項目を最低限実施してください。

①問診②身体測定（腹囲を含む）③血圧測定④血液、尿、便の検査⑤心電図⑥眼底カメラ⑦腹部超音波⑧胸部レントゲン⑨胃透視または胃カメラ



◆助成金の額

人間ドック受検のために支払った費用の7割に相当する額を助成します。ただし、その額が3万円を超えるときは、3万円を限度とします。

◆申請受付とお問い合わせ

町民課国保年金係
☎ 2113

7月9日(月)から

外国人の登録制度が

変わります。

○住民基本台帳法が改正され、外国人住民も、日本人と同様に住民票が作成されます。（住所を変更するときには、届出が必要です。）

対象となる方は、3ヶ月を超えて在留する外国人（中长期在留者）や特別永住者で、在留資格のない方や観光などの短期滞在者は含まれません。

該当者には、住民票の記載内容の確認通知を送付していますので、必ず確認してください。

○外国人登録法が廃止され、新しい在留管理制度がスタートします。

外国人登録証明書に替わり在留カードが、また特別永住者には特別永住者証明書が交付されます。

切り替えは、永住者は平成27年7月8日までに、その他の在留者は在留期間更新時となり、それまでは所有する外国人登録証明書が在留カードとみなされます。

在留資格や在留期間の変更については、地方入国管理局のみの届け出で済むようになります。

この制度の詳しい内容は、外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-013904

総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi-gyousei/c-gyousei/zairyu.html

法務省ホームページ「新しい在留管理制度がスタート」
http://www.immi-moj.go.jp/newimmact_1/